

議案第18号

富津市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
富津市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月24日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）第15条により社会教育法が一部改正され、社会教育委員の委嘱の基準が条例に委任されたこと等に伴い、条例の一部を改正するものである。

富津市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

富津市社会教育委員に関する条例（昭和46年富津市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条中「社会教育委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改め、同条を第3条とする。

第1条中「社会教育委員」の次に「（以下「委員」という。）」を、「設置」の次に「、委嘱の基準」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。